

# カーボンクレジット地産地消マッチングイベント開催業務委託 企画提案募集要項

静岡県は、カーボンクレジットの販売と活用を見る化し、地産地消事例を創出することで、創出、活用双方を拡大することを目的として、地産地消成功事例確立につながるマッチングイベントを開催する業務の委託の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

カーボンクレジット地産地消マッチングイベント開催業務委託

### (2) 契約者

静岡県知事

### (3) 採用方式

公募での企画提案方式

### (4) 業務内容

カーボンクレジット地産地消マッチングイベント開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (5) 委託期間

契約日から令和8年3月16日（月）まで

### (6) 契約限度額

1,000,000円／年（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 業務目的

静岡県では、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、2050年カーボンニュートラル社会の実現と、環境と経済の好循環の形成を目標としており、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用等による二酸化炭素排出削減量を国がクレジットとして認証し、企業等での流通を促進する「J-クレジット」制度の活用を推進している。

J-クレジットについては、令和8年度の排出量取引制度開始を前に、市場を活用した売買が活性化してきている。

一方で、創出側、活用側双方で制度への認識が不足していること、創出側では市場によらずに相対で高値で販売していく手法が不明であること、活用側では購入方法や効果的な活用方法が不明であること等が課題としてあり、J-クレジットへのニーズはあるもののそれが潜在している状況にある。

そこで、創出側、活用側をマッチングするイベントを開催することで、潜在需要を顕在化し、J-クレジットの地産地消の促進を図ることを目的とする。

## 3 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。  
ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

- という。) 第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)  
イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者  
ウ　法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者  
エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者  
オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者  
カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者  
(8) 平成26年度以降に、静岡県内において、J-クレジット又は同様なカーボンクレジットの取得・登録支援及び販売・活用支援に関する実績を有すること。  
(9) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

#### 4 応募手続

- (1) 応募期間  
令和7年11月27日(木)から12月10日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 応募方法  
持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。
- (3) 提出先  
後述の「9 提出先、問合せ先」を参照
- (4) 提出書類  
ア　企画提案書(様式第1号)  
イ　金額内訳書(任意様式)  
ウ　応募資格関係確認書類  
(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)  
交付日から3ヶ月以内のもの  
(イ) 納税証明書(国税)  
税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。  
(ウ) 納税証明書(県税)  
静岡県の財務事務所が発行する静岡県税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。  
(エ) 直近2事業年度の財務諸表の写し(貸借対照表及び損益計算書)  
(オ) 会社概要書  
設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレット等による代替も可とする。
- (5) 提出部数  
(4) ア及びイに掲げるもの 6部(正本1部 写し5部)  
(4) ウに掲げるもの 1部
- (6) 様式等の入手方法  
下記からダウンロードすること。  
静岡県エネルギー政策課ホームページ  
(URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/energy.html>)
- (7) 応募に係る留意事項  
ア　手続きに用いる言語等

手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。

イ 応募件数

企画提案は、1 者につき 1 案とする。

ウ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

エ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。

また、応募書類の内容について、関係機関に照会することがある。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、静岡県情報公開条例（平成 12 年 10 月 27 日条例第 58 号）に基づく情報公開の対象となる。

また、提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

なお、提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

## 5 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第 2 号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

（1）提出期限

令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時まで（必着）

（2）提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

（3）提出先

後述の「9 提出先、問合せ先」を参照

## 6 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

質問は、質問書（別紙 1）により行うものとし、電子メール又は FAX にて受け付ける。なお、いずれの場合も着信を担当者に電話で確認すること。

ア 質問書受付期間

令和 7 年 11 月 27 日（木）から 12 月 5 日（金）午後 5 時まで

イ 提出先

後述の「9 提出先、問合せ先」を参照

（2）質問に対する回答

ア 質問書回答方法

質問に対する回答は、後述の「9 提出先、問合せ先」で閲覧に供するほか、静岡県エネルギー政策課ホームページに掲載する。

（URL:<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/energy.html>）

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものに

については、質問者に対してのみ回答する。

イ 回答書閲覧期間

回答した日から令和7年12月16日（火）まで（「9 提出先、問合せ先」での閲覧は、平日の午前9時から午後5時までの間に限る。）

## 7 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

参加表明書及び企画提案書等を提出した者で応募資格を有する者を対象に、ヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。

ヒアリングでは表1に掲げる評価項目に基づき数値（得点）で評価し、評価の合計が高い者から契約候補者として特定する。なお、同点の場合は、見積額の低い者を優先して特定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により特定する。

ヒアリング審査は事前に提案のあった企画提案書一式により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

（1）実施日時

令和7年12月16日（火）15時～（予定。詳細は別途通知する。）

（2）実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9番6号）又は県庁周辺会議室

（WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

（3）所要時間

各提案者20分程度を予定（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）

（4）出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

（5）選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後3日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、3日以内に通知する。

（表1）

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	J-クレジットもしくは同様なカーボンクレジットの取得・登録支援、活用支援について、十分な実績を有しているか（県内の実績をより評価する）。	10
2	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか。	10
3	提案内容	業務の趣旨を理解し、効果が見込める内容か。	20
4	説明内容	提案内容の説明が、具体的かつ明確か。	5
5	経費適正	予算の積算内訳が適切か	5
合計			50

・応募期限までに、「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言書」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録している場合は1点加点する。

・審査員の平均得点が30点を下回る場合は失格とする。

## 8 契約の締結

### (1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかつたときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

### (3) 労働関係法遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、すべての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

## 9 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課エネルギー政策班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話：054-221-2949 FAX：054-221-2698

E-mail: [energy@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:energy@pref.shizuoka.lg.jp)